目黒区請負者提出書類処理基準(都市整備部編)

1 目的

この基準は、目黒区工事施行規程第18条の規定に基づき、目黒区都市整備部が施行する 工事等について、必要な提出書類の様式及び処理方法を定めることにより、工事の適正か つ能率的な施行を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この基準は目黒区都市整備部が施行する工事の請負、委託及び単価契約工事に係る書類 の処理に適用する。

3 書類の作成等

- (1)書類の提出部数、記入上の注意その他必要な事項は、別表一覧表及び各個別様式によ る。
- (2)書類は、工事の進行に伴いすみやかに作成し、所定の手続きを経たうえ整理する。
- (3)材料検査の品目別執行区分及び検査方法は、東京都建設局編集の土木材料仕様書及 び材料検査実施基準を援用する。
- (4)工事請負契約書等の約款に基づき権限を有する現場代理人等は、請負者等に代わっ て工事の施行に関する書類を提出することができる。
- (5) 工事請負契約書等の約款に基づく工程表様式は任意ではあるが、支障のない限り、別 表様式を参考に作成する。

4 提出期限

契約及び報告等に必要な書類は、別に期限が定められているものを除き、その書類提出 の必要が発生した時点から5日以内に提出すること。

5 区監督員の定義

「監督員」とは、工事施行規程第2条第1号の当該工事等に係る総括、主任及び担当監督 員を指名された目黒区の職員をいう。

6 処理経路

- (1)請負者等から提出された書類は、すべて担当監督員が受理する。 ただし、前払金請求 書については、契約担当へ直接提出する。
- (2)担当監督員は、提出された書類の内容を点検し、すみやかに所定の手続きをとるこ
- (3)工事請負契約書等において、書面によることとされている書類のうち、別表様式に 定めのないものについては、原則、担当監督員の指示による。その際、東京都及び他自治 体の請負者提出書類様式集を準用する。

決裁欄

特に定められた文書形式を除き、工事に係る提出書類の決裁欄は、別表標準例のとおり とする。ただし、契約種別・内容等により、適宜、変更することを妨げないものとする。

- この基準は、昭和50年4月1日から適用する。
- この基準は、昭和63年4月1日から適用する。 付則
- この基準は、平成2年6月6日から適用する。この基準は、平成19年4月1日から適用する。 付則
- 付則
- この基準は、平成25年4月1日から適用する。 付則
- この基準は、平成26年4月1日から適用する この基準は、令和3年5月20日から適用する。 付則
- 付則 この基準は、令和4年4月1日から適用する。